官民境界立会い申請における留意点

令和元年７月24日現在

１　「市道等境界確定協議申請書」の記入及び添付書類

　(1) 「申請人」とは、市道等（※１）との境界を確認したい土地の登記簿上の所有者、又はその

　　直接の関係者（区長、工事施工業者等）です。

　※１　市道、認定外道路（“赤線”）、水路（“青線”。土地改良区所有水路を除く）、長野市準用河

　　　川条例規定の河川、その他官有地（市名義の公衆用道路）

　(2) 「代理人」とは、今回の境界立会いに関する業務を、「申請人」から委任・依頼された者（土

　　地家屋調査士、測量業者、不動産・建設事業者等）です。

　◎　立会が、広範囲に及ぶ場合、急傾斜地の場合、建物・工作物等が障害となる場合などでは、

　　適正な境界（※２）を調査することが技術的に困難であるため、代理人に土地家屋調査士又は

　　測量業者をたてない申請は、受理できません。

　※２　官民境界立会いは、公図等に基づいて、公法上設定された境界（筆界）を確認する作業で

　　　す。道水路の現況＝管理幅（公物管理界）を確認するものではありません。

　(3) 「場所」及び「理由」を必ず記入してください。

　(4) 立会い範囲に水路がある場合には、「水利権者」（用水組合の責任者等）を区長に問い合わせ

　　るなどして記入してください。

　(5) 「隣接者」とは、申請地の市道等に面して両側、及び市道等を挟んで対面に接する土地（※

　　３）の所有者です（図１参照）。

※３ 市道等との官民境界を決める際、申請地との境界だけを確認した場合、その後で、相対地との官民境界を確認する必要が生じた時に、道水路の幅が相対地の境界との関係のみによって変動することになるため、今回の申請地を巻き込んだ紛争が生じるおそれがあります。これを防止するために、申請地と相対地双方の土地所有者に出席していた

図１



だき、同時に市道等との官民境界を決めさせていただいております。

　(6) 添付書類

　　ア　登記事項要約書の写し

　　　　今回の境界立会いに関係する土地、市道等の登記事項要約書写しを添付してください。

　　イ　公図の写し

　　　(ｱ) 法務局備え付けのもので、直前に写したものを提出してください。

　(ｲ) 写す範囲は、申請地の周囲３筆以上及び市道等を挟んで３筆以上で、できるだけ広範囲

　　としてください。

　(ｳ) 字界等により２枚以上にわたる場合には、貼り合わせないまま提出してください。

　(ｴ) 立会申請範囲を明示してください（図１の矢印参照）。

　　ウ　地積測量図の写し

　　　　今回の境界立会いに関係する土地、市道等、並びに周辺土地で、地積測量図が法務局に備

　　　え付けてあるものは、写しを提出してください。

　　エ　案内図

　　　　2500分の１の地図（都市計画課で販売しています。）又は現地を確認できる地図等に申請

　　　地を記入したもの

　　※　参考資料

　　　　その他、実測平面図、古地図等の資料がありましたら、写しを添付してください。

　(7) その他

　　　立会場所が、旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村、旧大岡村、旧信州新町及び旧中条村である

　　場合は、各支所で立会いを担当しますので、該当する支所に申請書類を提出してください。

２　境界立会の実施

　(1) 立会い前の準備

　　ア　立会日時は、約３週間前に（代理人がいる場合には代理人に）連絡します。

　　イ　申請人又は代理人は、水利権者及び隣接者へ以下の連絡をお願いします。

　　　(ｱ) 立会日時に都合により出席できない方がいる場合は、必ず代理の方に出席いただくよう

　　　　依頼してください。代理の方は、「代理人選任届」を御持参ください。

　　　(ｲ) 印鑑（認印で結構です。）を御持参ください。（立会いの結果、同意されたら、「同意書」

　　　　に署名及び押印をいただきます。）。

　　　　　なお、水利権者は、原則「職印｣、法人は、「代表印」で押印していただきます。

　　　(ｳ) 事前に、調査のため隣接地に立入ることがありますので、土地所有者の承諾を得ておい

　　　　てください。

　(2) 手数料について

　　　条例に基づき、境界立会いには、手数料がかかります。申請地について、１筆１面600円で、

　　１面増すごとに200円が加算されます（※４）。立会い不成立の場合は、600円です。原則として

　　立会当日に現金で納入してください。

　　※４　図１の場合 …（51番１筆）600円＋（53番側１面）200円＝800円

　(3) 立会い後（成立の場合）について

　　ア　境界標の保存に十分注意してください。（境界標は、相隣者の共有物とされ、毀損したり除

　　　去した者は、処罰されます。）

　　イ　境界確定図が、市で保存されていますので、必要な場合は、お問い合わせください。

　(4) その他

　　　道路後退のための中心鋲の設置は、境界立会いで行いません。道路後退に関するお問い合わ

　　せは、建築指導課（電話２２４－５０４８）までお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　＜お問い合わせ先＞　長野市役所 監理課 境界担当

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　０２６－２２４－８７２９（直通）

　FAX　０２６－２２４－５１１６